

介護給付費算定に係る体制等の届出にあたっての留意事項

1 加算等の算定要件について

加算の算定要件については、厚生労働省の告示や解釈通知等を熟読のうえ、ご確認をお願いします。既存の加算についても、算定要件が変更されている場合や、加算の区分が変更されているものがありますので、十分にご確認をお願いします。

「令和3年度介護報酬改定について」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

2 新たな加算について

新たに創設された加算（新たに創設された区分を含む）について、提出期限までに届出がない場合は、「なし」となります。

3 サービス提供体制強化加算について

既存のサービス提供体制強化加算を算定している場合は、算定要件や加算の区分が変更されていますので、いずれの事業所も令和3年4月以降に算定する加算の区分について、必ず届出を行ってください。

（既存のサービス提供体制強化加算が「なし」で、令和3年4月以降も「なし」の場合は届出の必要はありません。）

4 居宅介護支援事業所の特定事業所加算Ⅰ～Ⅲについて

居宅介護支援の特定事業所加算Ⅰ～Ⅲについて、算定要件が見直されています。既存の加算Ⅰ～Ⅲを算定している事業所においては、算定要件を確認いただき、加算に変更がある場合は届出を行ってください。

5 居宅介護支援事業所の特定事業所医療介護連携加算について

居宅介護支援の既存の特定事業所加算Ⅳについて、特定事業所医療介護連携加算に名称が変更されますが、算定要件に変更はないため、既存の加算Ⅳを算定している事業所が特定事業所医療介護連携加算を算定する場合は届出の必要はありません。

6 「安全管理体制未実施減算」の取扱いについて

厚労省の告示に記載されているとおり、経過措置が設けられており令和3年9月30日までの間は、「安全管理体制」が「1：減算型」であっても減算となりません。

7 「栄養管理の基準を満たさない場合の減算」の取扱いについて

厚労省の告示に記載されているとおり、経過措置が設けられており令和6年3月31日までの間は、「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」が「1：なし」であっても減算となりません。

8 通所介護等において、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合の届出について

今回の報酬改定に伴い「前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合」に該当する届出を行う場合は「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発 0316 第4号・老老発 0316 第3号令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）を参照のうえ、「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式」を、体制等状況一覧表に添付して提出してください。